

Yutakaコーポレートガバナンス基本方針

序文

当社は、次に示す「基本理念」「社是」「運営方針」によって構成される「Yutakaフィロソフィー」を実践し、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るため、取締役会決議に基づき、「Yutakaコーポレートガバナンス基本方針」を定める。

【基本理念】「人間尊重」

【社 是】「私たちは、世界的視野に立ち、豊かな創造力で、常にお客様に満足して頂ける魅力ある商品を提供することに全力を尽くす。」

【運営方針】

- ・ 常に夢と若さを保つこと。
- ・ 新しい技術とアイデアでチャレンジすること。
- ・ 時間を大切にタイミングを重んじること。
- ・ チームワークで明るい職場をつくること。
- ・ 豊かな社会人として誇りを持つこと。

第1章 コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

(基本的な考え方)

第1条 当社は、基本理念に立脚し、株主・投資家をはじめ、お客様、社会からの信頼を高め、「存在を期待される企業」となるため、経営の最重要課題の一つとして、コーポレートガバナンスの充実に取り組む。

また、全社を統括するコンプライアンスオフィサー、リスクマネジメントオフィサーを設置し、法令・定款・諸規程を遵守する体制とし、取締役会及び監査役会が業務執行の監督・監査を行う。

第2章 コーポレートガバナンス体制

第1節 取締役及び取締役会

(取締役会の役割・責務)

第2条 取締役会は、株主からの負託に応えるべく、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、経営の基本方針その他会社の重要事項を迅速・果敢な姿勢で建設的な論議を行うなど、十分な検討により決定及び進捗状況の確認、分析を行うとともに、取締役の職務執行の監視・監督を行う。

2 取締役会は、法令・定款に定められた事項の他、取締役会規則で定めた事項を審議・決定し、それ以外の事項は経営会議、社長又は業務執行取締役に委任する。

(取締役会の構成)

第3条 取締役会は、15名以下の適切な人数で構成する。

- 2 取締役会は、会社の重要事項の決定と取締役の職務執行の監視・監督の役割を果たすため、取締役会全体として多様な知見と経験がバランスされるよう考慮する。
- 3 社外取締役は2名以上とし、東京証券取引所の定める独立性基準を満たす独立社外取締役とする。

(取締役候補者の指名方針等)

第4条 取締役会は、原則として社長の提案を受け、審議の上、株主の負託に応え取締役としての職務を適切に遂行できる人物を取締役候補者として指名する。

- 2 取締役候補者は、性別・国籍等の個人の属性に関わらず、会社経営や当社の業務に精通し、人格・見識に優れた人物とする。
- 3 社外取締役候補者は、社外の独立した立場から経営の監督機能を果たすとともに、各々の豊富な経験と高い見識に基づき、当社の企業活動に助言を行うことができる人物とする。
- 4 取締役会は、取締役に法令・定款違反、その他職務を適切に遂行することが困難と認められる事由が生じた場合には、当該取締役の役位の解職その他の処分又は株主総会に対する解任議案の提出について、審議のうえ決定する。
- 5 取締役会は、取締役の選任及び解任に関する議案の株主総会への提出の決定にあたっては、事前に独立社外取締役の意見を聴取したうえで、審議を行う。

(最高経営責任者の選定等)

第5条 取締役会は、原則として社長の提案を受け、審議の上、柔軟で清新かつ透徹した決断力を持ち、当社の企業風土の継承を実現できる人物を最高経営責任者たる社長の後継者として選定する。

- 2 取締役会は、社長に法令・定款違反、その他職務を適切に遂行することが困難と認められる事由が生じた場合には、社長の処分又は解職について、審議のうえ決定する。

(取締役会の実効性向上のための取組み)

第6条 取締役会は、取締役会の実効性向上のために以下の取組みを行う。

(情報提供)

- 1) 当社は、取締役会において充実した議論がなされるよう、取締役会の議題及び議案に関する資料を会日に先立って社外取締役及び社外監査役に対し配付し、情報提供に努める。
- 2) 取締役会事務局は、事業年度が開始される前に、年間の取締役会開催予定日を定め、各取締役及び監査役に通知する。

(取締役・監査役に対する研修)

当社は、取締役及び監査役に対し、就任時に当社の事業、財務、組織及び内部統制システム等に関する研修を実施するとともに、就任後においても必要に応じ継続的に研修の機会を提供する。

(社外役員間の情報交換)

社外取締役及び社外監査役は、必要に応じて、他の社外取締役や社外監査役との会議を招集することができる。また、会議の招集に際しては、関係部門が適宜必要なサポートを行う。

(他社役員の兼職)

社外取締役及び社外監査役は、当社以外の上場会社の役員を兼務する場合、当社の職務に必要な時間を確保できる合理的な範囲に限るものとし、他社から新たに役員就任の要請を受けたときは、その旨を社長に通知する。

(実効性評価)

取締役会は、毎年、取締役及び監査役の自己評価をベースとして、取締役会全体の実効性について分析・評価を行う。

(利益相反取引)

第7条 取締役は、自己又は第三者のために当社の利益に反する取引を行わない。

- 2 取締役が、自己又は第三者のために当社と取引を行おうとする場合は、会社法で定められた手続きに基づき、取締役会の承認を得るとともに、その重要事実を取締役に報告する。

第2節 執行役員体制

(執行役員体制の基本的な考え方)

第8条 当社は、迅速かつ適切な経営判断を行うため、社長又は業務執行取締役からの権限委譲を受け、担当分野における業務執行を担う責任者として執行役員を配置する。

(執行役員の選任方針等)

第9条 取締役会は、社長の提案を受け、審議の上、当社グループの一定の重要な業務執行を担うことができる人物を執行役員として選任する。

- 2 執行役員は、性別・国籍等の個人の属性に関わらず、会社経営や業務に精通し、人格・見識に優れた人物とする。
- 3 執行役員の任期は1年とする。
- 4 取締役会は、執行役員に法令・定款違反、その他職務を適切に遂行することが困難と認められる事由が生じた場合には、当該執行役員の役位の解任その他の処分について、審議のうえ決定する。

第3節 監査役及び監査役会

(監査役会の構成)

第10条 監査役会は、5名以下の適切な人数で構成する。

- 2 監査役会は、過半数を会社法で定める判断基準を満たす社外監査役とし、そのうち1名以上は東京証券取引所の定める独立性基準を満たす独立社外監査役とする。また、監査役のうち、1名以上は財務・会計に相当程度の知見を有する者とする。

(監査役候補者の指名方針等)

第11条 取締役会は、原則として社長の提案を受け、審議の上、株主の負託に応え監査実務を適切に遂行できる人物を監査役候補者として指名する。なお、社長は監査役会の事前の同意を得たうえで取締役会に提案する。

- 2 監査役候補者は、性別・国籍等の個人の属性に関わらず、人格・見識に優れた人物であるとともに、会社経営や当社の業務に精通した人物、又は、法曹、行政、会計、教育等の分野で高い専門性と豊富な経験を有する人物であることを要する。
- 3 取締役会は、監査役に法令・定款違反、その他職務を適切に遂行することが困難と認められる事由が生じた場合には、当該監査役の処分又は株主総会に対する解任議案の提出について、審議のうえ決定する。

第4節 役員報酬

(役員報酬の決定方針)

第12条 当社の役員報酬制度は、企業価値の継続的な向上を可能とするよう、短期のみでなく中長期的な業績向上への貢献意欲を高める目的で設計する。

- 2 役員報酬は、職務執行の対価として毎月固定額を支給する基本報酬と、当該事業年度の業績に連動した役員賞与によって構成される。その割合は、取締役会にて判断する。
- 3 取締役の報酬は、多様で優秀な人材を引きつけることができるような水準等を考慮して、株主総会で承認された限度額の範囲内で、取締役会の決議により定められた額を決定し、支給する。
なお、取締役の賞与は、各事業年度の業績、株主への配当等の事情を勘案して、取締役会の決議によって決定し、支給する。
- 4 監査役報酬は、株主総会で承認された限度額の範囲内で、監査役の協議によって決定し、支給する。
- 5 自社株式の保有を通じて株主と利害を共有することで、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促進するため、常勤取締役、及び常勤監査役は、固定報酬額のうち一定程度を役員持株会に拠出し、自社株を取得するとともに、在任期間に加えて退任後1年は継続して保有する。

- 取締役会は、役員報酬制度及び報酬基準の決定又は変更を行う場合、事前に独立社外取締役の意見を聴取したうえで、審議を行う。

第3章 株主との関係

(株主総会)

第13条 当社は、株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使できる環境の整備を行うよう努める。

(株主の権利の確保)

第14条 当社は、株主の平等性を確保するとともに、少数株主にも認められている権利の行使に十分に配慮する。

- 取締役会は、株主総会において可決には至ったものの相当数(20%以上(特別決議の場合は10%以上))の反対票が投じられた会社提案議案があった場合、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、必要な対応を検討する。

(資本政策の基本的な方針)

第15条 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向け、グローバルに拡大する事業機会を迅速・確実に捉えるために、資本コストを意識した資本構成及び資本配分の最適化の観点から、必要な資本政策を実施する。

- 当社は、大規模な希釈化をもたらす資本調達等の実施に際しては、既存株主の利益を不当に既存することのないよう、取締役会においてその必要性・合理性を検討するとともに、株主に対し、十分な説明を行う。

(政策保有株式及び議決権行使に関する基本方針)

第16条 当社は、個別の政策保有株式について、中長期的な観点で、その保有目的の合理性と、保有することによる関連収益及び便益を取締役会で検証し、株式保有の必要性を判断する。

- 当社は、政策保有株式の議決権行使にあたっては、株式保有の趣旨に鑑みて、当該会社の株主総会の議案に対し、当該会社の経営状況及び当社の事業運営に対する影響等を考慮して、適切に議決権を行使する。
- 当社は、前項に基づく議決権行使にあたり、以下の事項を重要と考える。
 - ・剰余金処分
 - ・役員選任
 - ・その他 特別決議事項

(買収防衛策)

第17条 当社は、買収防衛策の導入・更新・運用においては、当社の企業価値及び株主共

同の利益を確保し、向上させることを目的とし、適切な手続きを確保するとともに、株主に十分な説明を行う。

(株主との対話に関する方針)

第18条 取締役会は、株主・投資家の投資判断に有益な情報を、迅速・公平・正確に提供し、株主・投資家の理解促進及び適正な企業価値評価の実現を図り、株主との対話については、財務部門及び総務部門が主管し、情報開示担当役員が統括する。

2 株主・投資家の当社事業に対する理解を深めて頂くために、継続的な決算説明会の開催、当社ホームページにおける情報提供、株主総会における事業報告等の説明、株主通信等の株主に対する送付書類等に積極的に取り組む。

3 対話において把握された株主の意見は、経営陣に対し、定期的にフィードバックを行う。

第4章 株主以外のステークホルダーとの関係

(ステークホルダーとの関係)

第19条 当社は、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上は、お客様、お取引先、地域社会、従業員等の様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを認識し、これらのステークホルダーとの適切な協力関係の構築に努める。

第5章 情報開示

(適切な情報開示と透明性の確保)

第20条 当社は、株主、投資家や社会からの信頼と共感をより一層高めるため、単年度毎の事業の見通し、四半期毎の決算、長期的なビジョンや経営戦略といった経営政策の迅速かつ正確な公表や開示等、企業情報の適切な開示をはかり、企業の透明性を高めていく。

以上

2016年2月23日制定

2021年4月1日改定

2022年10月31日改定